

7. 地方消費税引き上げ分の使途について（令和3年度決算）

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度大鹿村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 市町村交付金（社会保障財源化分） 14,055 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 220,140 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

区分	決算額	財源内訳				
		特定財源	一般財源	うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉費	社会福祉総務費	48,525	3,014	45,511	5,132	0
	高齢者福祉	10,529	2,427	8,102	3,762	0
	障害者福祉	62,541	45,377	17,164	1,933	0
						0
	小計	121,595	50,818	70,777	10,827	0
社会保険	国民健康保険	11,142	4,185	6,957	0	0
	後期高齢者医療	24,601	4,688	19,913	0	0
	介護保険	26,869	8,418	18,451	0	0
						0
	小計	62,612	17,291	45,321	0	0
保健衛生費	保健衛生総務費	29,505	9,293	20,212	1,683	0
	予防事業費	6,428	1,293	5,135	1,545	0
	小計	35,933	10,586	25,347	3,228	0
合計	220,140	78,695	141,445	14,055	0	